

有効期間満了日 令和5年3月31日

熊生環第1068号

令和元年12月13日

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準について（通達）

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年法律第83号。以下「法」という。）及び「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則」（平成15年国家公安委員会規則第15号）が、令和元年12月14日、改正施行されることに伴い、別添警察庁通達「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準について（通達）」（令和元年12月9日付け警察庁丙少発第26号）が発出されたので、各警察署にあっては、部内はもとより事業者等にも周知の上、法等の解釈に遺憾のないようにされたい。

※ 警察庁通達「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。